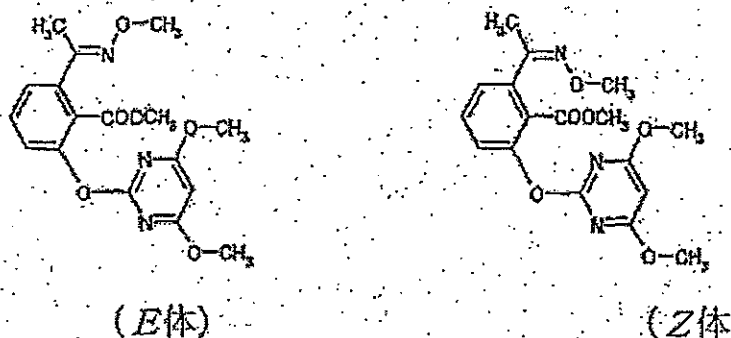


ピリミノバックメチル (Pyriminobac-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があったもの。										
構造式	 <p>(E体) (Z体)</p> <p>原体中組成 E体 : Z体 ≒ 5 : 1</p>										
用途	農薬/除草剤										
作用機構	ピリミジニルカルボキシ系除草剤である。アセト乳酸合成酵素を阻害することにより作用を示すと考えられる。										
適用作物/適用雑草等	移植水稻、直播水稻/ノビエ等										
我が国の登録状況	移植水稻、直播水稻に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) : 0.02 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ピリミノバックメチル (E体とZ体の和) とする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="558 1456 1404 1724"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.9	幼小児 (1~6歳)	1.5	妊婦	0.6	高齢者 (65歳以上)	0.9
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.9										
幼小児 (1~6歳)	1.5										
妊婦	0.6										
高齢者 (65歳以上)	0.9										
意見聴取の状況	平成22年11月2日に在京大使館への説明を実施 平成22年11月11日~12月10日パブリックコメントを実施 平成22年11月23日~平成23年1月22日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 ピリミノバックメチル

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.1	○			<0.01, <0.01(#)

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申（案）

（別紙2）

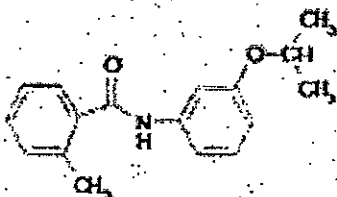
ピリミノバックメチル

※今回残留基準を設定するピリミノバックメチルとは、E体とZ体の和をいう。

食品名	残留基準値
米(玄米をいう。)	ppm 0.05



メプロニル (Mepronil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	アミド系殺菌剤である。呼吸系のコハク酸脱水素酵素の阻害により、イネ紋枯病菌など担子菌類に特異的活性を示すものと考えられている。										
適用作物/適用雑草等	稲/紋枯病等、だいこん/苗立枯病等、なし/赤星病										
我が国の登録状況	稲、だいこん及びなし等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。EUにおいていちごに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) : 0.05 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口投与)</p> <p>無毒性量 5 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 : 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質: メプロニルとする。</p>										
曝露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1276 1396 1534"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>31.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>59.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>28.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	31.8	幼小児 (1~6 歳)	59.8	妊婦	26.9	高齢者 (65 歳以上)	28.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	31.8										
幼小児 (1~6 歳)	59.8										
妊婦	26.9										
高齢者 (65 歳以上)	28.8										
意見聴取の状況	<p>平成 22 年 11 月 2 日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成 22 年 11 月 11 日~12 月 10 日パブリックコメントを実施</p> <p>平成 22 年 11 月 23 日~平成 23 年 1 月 22 日 WTO 通報を実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	2	2.0	○			0.78(\$), 0.11, 0.36
小麦	2	2.0	○			0.061, 0.314, 0.986(\$)
大麦	2	2.0	○			0.82(\$), 0.16
ライ麦	2	2.0	○			(小麦、大麦参照)
その他の穀類	2		○			(小麦、大麦参照)
ばれいしよ	0.02	1.0	○			<0.005, <0.005
こんにやくいも	0.1	1.0	○			0.014, 0.017
てんさい	0.2	1.0	○			<0.05, <0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.02	1.0	○			<0.005(#), <0.005(#)
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	1	5.0	○			0.011(#), 0.34(#)(%)
レタス	1	1.0	○			0.46, 0.390
その他のさく科野菜	0.2	1.0	○			0.009(#), 0.039(#)(%) (ふき)
トマト	0.02	1.0	○			<0.005, <0.005
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02	1.0	○			<0.005, <0.005
すいか	0.02	2.0	○			<0.004, <0.004
ほうれんそう	0.7	1.0	○			0.244(\$), 0.069
日本なし	1	2.0	○			0.040, 0.347(\$)
西洋なし	1	2.0	○			(日本なし参照)
ぶどう	2	5.0	○			0.66, 0.88
その他のハーブ						
魚介類	2					推:1.3

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申(案)

(別紙2)

メプロニル

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	2
小麦	2
大麦	2
ライ麦	2
その他の穀類 ^{注1)}	2
ばれいしょ	0.02
こんにゃくいも	0.1
てんさい	0.2
だいこん類(根)	0.02
だいこん類(葉)	1
レタス(サラダ菜及びチンヤを含む。)	1
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.2
トマト	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02
ずいか	0.02
ほうれんそう	0.7
日本なし	1
西洋なし	1
ぶどう	2
魚介類	2

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。



トリネキサパックエチル(Trinexapac-ethyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/植物成長調整剤										
作用機構	シクロヘキサジオン系植物成長調整剤である。成長点でのGA20からGA1への変換過程におけるジベレリン合成を阻害することにより、葉と節間の伸長を阻止するものと考えられている。										
適用作物	小麦、大麦										
我が国の登録状況	食品への国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。EUにおいて小麦、大麦等に基準値が設定されている。オーストラリアにおいて陸棲哺乳類の食用部分等に、ニュージーランドにおいて米、小麦等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.0059 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代 繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.59 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：トリネキサパックエチル及び代謝物Bとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>53.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>16.4</td> </tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	23.5	幼小児 (1~6歳)	53.2	妊婦	22.7	高齢者 (65歳以上)	16.4
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	23.5										
幼小児 (1~6歳)	53.2										
妊婦	22.7										
高齢者 (65歳以上)	16.4										
意見聴取の状況	平成22年11月2日に在京大使館への説明を実施 平成22年11月11日~12月10日パブリックコメントを実施 平成22年11月23日~平成23年1月22日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.5				
小麦	0.6	0.02		0.5	EU(代謝物B)	【<0.04,<0.04,0.05,<0.04(EU)】【EUのライ麦参照】
大麦	0.6	0.02		0.5	EU(代謝物B)	【<0.02,0.03,<0.02(EU)】【EUのライ麦参照】
ライ麦	0.6	0.02		0.5	EU(代謝物B)	【0.11(EU)】
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類	0.6	0.02		0.5	EU(代謝物B)	【<0.04,<0.04,<0.04(オー ト麦)(EU)】【EUのライ麦参 照】
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らつかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしよ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしよ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレンソウ		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゆんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				
かぼちや(スカッシュを含む。)		0.02				
しるり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アプリコットを含む)		0.02				
すもも(プルーンを含む)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハuckleベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

注1) 基準値案、基準値現行及び作物残留試験成績等は、トリネキサパックエチル及び代謝物Bをトリネキサパックエチル含量に換算したものの和で示した。

注2) E U基準は代謝物B換算の基準であり、下線をつけて示した。

注3) 基準値案に代謝物B換算の参考基準値を用いた場合は、換算係数1.13を用いてトリネキサパックエチルに換算して示している。

答申(案)

(別紙2)

トリネキサパッケチル

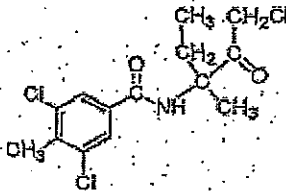
食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.6
大麦	0.6
ライ麦	0.6
その他の穀類 ^(注1)	0.6

※今回残留基準を設定するトリネキサパッケチルは、トリネキサパッケチル及び代謝物B【トリネキサパック】をトリネキサパッケチル含量に換算したものの和をいう。
(注1)、「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

※米については、現行基準が削除される。



ゾキサミド (Zoxamide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	べと病及び粉状そうか病等の防除に用いられる殺菌剤である。作用機構はチューブリンのベータサブユニットへの結合による微小管細胞骨格の破壊と、その結果もたらされる核分裂阻害によると考えられている。										
適用作物/適用品害虫等	ばれいしょ/そうか病、ぶどう/べと病等										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	きゅうり、ぶどう等に国際基準が設定されている。米国及びカナダにおいてぶどう、ばれいしょ等に、韓国において唐辛子（ピーマン、パプリカを含む）に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.48 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 48 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ゾキサミドとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="566 1321 1404 1579"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.4	幼小児 (1~6 歳)	1.0	妊婦	0.3	高齢者 (65 歳以上)	0.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.4										
幼小児 (1~6 歳)	1.0										
妊婦	0.3										
高齢者 (65 歳以上)	0.3										
意見聴取の状況	平成 23 年 1 月 14 日に在京大使館への説明を実施 平成 23 年 1 月 27 日～2 月 25 日パブリックコメントを実施 平成 23 年 1 月 31 日～平成 23 年 4 月 1 日 WTO 通報を実施										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
ばれいしよ	0.06	0.06		0.02	0.06	アメリカ	{<0.02(n=44)(#)(米国)}
トマト	2	2		2	2.0	アメリカ	{0.07(#)-0.40(#)(n=18)(米国)}
ピーマン	0.3	0.3			0.3	韓国	{0.17(韓国とうがらし)}
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1		1	1.0	アメリカ	{0.01(#)-0.11(#)(n=7)(米国)}
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	1			1.0	アメリカ	{0.05(#)-0.25(#)(n=6)(米国)}
しろうり	1	1			1.0	アメリカ	{米国きゅうり・かぼちゃ・メロン類参照}
すいか	1	1			1.0	アメリカ	{米国きゅうり・かぼちゃ・メロン類参照}
メロン類果実	1	1			1.0	アメリカ	{0.04-0.61(#)(n=7)(米国)}
まくわうり	1	1			1.0	アメリカ	{米国きゅうり・かぼちゃ・メロン類参照}
その他のうり科野菜	1	1			1.0	アメリカ	{米国きゅうり・かぼちゃ・メロン類参照}
その他の野菜		0.06					
ぶどう	5	3		5	3.0	アメリカ	{0.12-4.34(n=29)(#)(米国)}
その他のスパイス		0.06					
その他のハーブ		0.06					
干しぶどう	15			15			

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

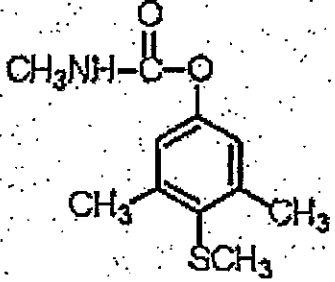
ノキサミド

食品名	残留基準値
	ppm
ばれいしょ	0.06
トマト	2
ピーマン	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	1
しろり	1
すいか	1
メロン類果実	1
まくわり	1
その他のうり科野菜(注)	1
ぶどう	5
干しぶどう	15

(注)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。



メチオカルブ (Methiocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	カーバメイト系殺虫剤である。コリンエステラーゼ阻害作用により神経の異常興奮を起こさせて、カタツムリ、ナメクジ等に殺虫活性を示す。										
適用作物	オレンジ										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準はとうもろこし、ギャベツ等に設定されている。 オーストラリアにおいて野菜類、柑橘類果実等に、EUにおいてクレンソ、レモン等に残留基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.024 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性 (イヌ・混餌) 無毒性量 2.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メチオカルブ、代謝物D及び代謝物Hとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1433 1396 1691"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>11.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>5.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	6.0	幼小児 (1~6 歳)	11.7	妊婦	5.6	高齢者 (65 歳以上)	5.4
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	6.0										
幼小児 (1~6 歳)	11.7										
妊婦	5.6										
高齢者 (65 歳以上)	5.4										
意見聴取の状況	平成23年1月14日に在京大使館への説明を実施 平成23年1月27日~2月25日パブリックコメントを実施 今後WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05				
小麦	0.05	0.05		0.05		
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05				
とうもろこし	0.05	0.05		0.05		
そば	0.05	0.05				
その他の穀類	0.05	0.05				
大豆	0.05	0.05				
小豆類	0.05	0.05				
えんどう	0.1	0.05		0.1		
そら豆	0.05	0.05				
ちっかせい	0.05	0.05				
その他の豆類	0.1	0.05		0.1		
ばれいしょ	0.05	0.05		0.05		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05				
かんしょ	0.05	0.05				
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05				
こんにやくいも	0.05	0.05				
その他のいも類	0.05	0.05				
てんさい	0.05	0.05		0.05		
さとうきび	0.05	0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05	0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.05	0.05				
かぶ類の根	0.05	0.05				
かぶ類の葉	0.05	0.05				
西洋わさび	0.05	0.05				
クレソン	0.05	0.05				
はくさい	0.05	0.05				
キャベツ	0.1	0.1		0.1		
芽キャベツ	0.1	0.1		0.05		
ケール	0.05	0.05				
こまつな	0.05	0.05				
きょうな	0.05	0.05				
チンゲンサイ	0.05	0.05				
カリフラワー	0.1	0.1		0.1		
ブロッコリー	0.1	0.1		0.1		
その他のあぶらな科野菜	0.05	0.05				
ごぼう	0.05	0.05				
サルシフィー	0.05	0.05				
アーティチョーク	0.05	0.05		0.05		
チコリ	0.05	0.05				
エンダイブ	0.05	0.05				
しゅんぎく	0.05	0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.1	0.1		0.05		
その他のきく科野菜	0.05	0.05				
たまねぎ	0.5	0.05		0.5		
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	0.05		0.5		
にんにく	0.05	0.05				
にら	0.05	0.05				
アスパラガス	0.05	0.05				
わけぎ	0.05	0.05				
その他のゆり科野菜	0.05	0.05				
にんじん	0.05	0.05				
パースニップ	0.05	0.05				
パセリ	0.05	0.05				
セロリ	0.05	0.05				
みつば	0.05	0.05				
その他のせり科野菜	0.05	0.05				
トマト	0.05	0.05				
ピーマン	2	0.05		2		
なす	0.05	0.05				
その他のなす科野菜	0.05	0.05				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05	0.05				
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.05	0.05				
しろり	0.05	0.05				
ずいか	0.05	0.05				
メロン類果実	0.05	0.05		0.2		
まくわうり	0.05	0.05				
その他のうり科野菜	0.05	0.05				
ほうれんそう	0.05	0.05				
たけのこ	0.05	0.05				
オクラ	0.05	0.05				
しょうが	0.05	0.05				
未成熟えんどう	0.1	0.05		0.1		
未成熟いんげん	0.05	0.05				
えだまめ	0.05	0.05				
マッシュルーム	0.05	0.05				
しいたけ	0.05	0.05				
その他のきのこ類	0.05	0.05				
その他の野菜	0.1	0.05		0.1		
みかん						
なつみかんの果実全体	0.05	0.05				
レモン	0.05	0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.05	0.05				
グレープフルーツ	0.05	0.05				
ライム	0.05	0.05				
その他のかんきつ類果実	0.05	0.05				
りんご	0.05	0.05				
日本なし	0.05	0.05				
西洋なし	0.05	0.05				
マルメロ	0.05	0.05				
びわ	0.05	0.05				
もも	3	3.0				
ネクタリン	0.05	0.05				
あんず(アプリコットを含む)	0.05	0.05				
すもも(プルーンを含む)	0.05	0.05				
うめ	0.05	0.05				
おうとう(チェリーを含む)	0.05	0.05				
いちご	1	0.05		1		
ラズベリー	0.05	0.05				
ブラックベリー	0.05	0.05				
ブルーベリー	0.05	0.05				
クランベリー	0.05	0.05				
ハuckleベリー	0.05	0.05				
その他のベリー類果実	0.05	0.05				
ぶどう	0.1	0.1				
かき	0.05	0.05				
バナナ	0.05	0.05				
キウイ	0.05	0.05				
パパイヤ	0.05	0.05				
アボカド	0.05	0.05				
パイナップル	0.05	0.05				
グアバ	0.05	0.05				
マンゴー	0.05	0.05				
パッションフルーツ	0.05	0.05				
なつめやし	0.05	0.05				
その他の果実	0.05	0.05				
ひまわりの種子	0.05			0.05		
なたね	0.05	0.05		0.05		
その他のナッツ類	0.05	0.05		0.05		
その他のスパイス						
その他のハーブ						

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

メチオカルブ

食品名	基準値 案 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類 ^(注1)	0.05
大豆	0.05
小豆類 ^(注2)	0.05
えんどう	0.1
そら豆	0.05
らっかせい	0.05
その他の豆類 ^(注3)	0.1
ばれいしよ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしよ	0.05
やまいも(長いものをいう。)	0.05
こんにやくいも	0.05
その他のいも類 ^(注4)	0.05
てんさい	0.05
さとうきび	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.05
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	0.05
西洋わさび	0.05
クレンソウ	0.05
はくさい	0.05
キャベツ	0.1
芽キャベツ	0.1
ケール	0.05
こまつな	0.05
きょうな	0.05
チンゲンサイ	0.05
カリフラワー	0.1
ブロッコリー	0.1
その他のあぶらな科野菜 ^(注5)	0.05
ごぼう	0.05
サルシフィー	0.05
アーティチョーク	0.05
チコリ	0.05
エンダイブ	0.05
しゆんぎく	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.1
その他のきく科野菜 ^(注6)	0.05
たまねぎ	0.5
ねぎ(リーキを含む。)	0.5
にんにく	0.05
にら	0.05
アスパラガス	0.05
わけぎ	0.05
その他のゆり科野菜 ^(注7)	0.05
にんじん	0.05
パースニップ	0.05
パセリ	0.05
セロリ	0.05

※今回残留基準を設定するメチオカルブとは、メチオカルブ、代謝物D[メチルスルフィニル]をメチオカルブに換算したものと及び代謝物E[メチルスルホニル]をメチオカルブに換算したものの和をいうこと。

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

(注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスベイス以外のものをいう。

(注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

(注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレンソウ、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

メチオカルブ(つづき)

食品名	基準値 案 ppm
みつば	0.05
その他のせり科野菜 ^(注8)	0.05
トマト	0.05
ピーマン	2
なす	0.05
その他のなす科野菜 ^(注9)	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.05
しろりり	0.05
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
まくわうり	0.05
その他のうり科野菜 ^(注10)	0.05
ほうれんそう	0.05
たけのこ	0.05
オクラ	0.05
しょうが	0.05
未成熟えんどう	0.1
未成熟いんげん	0.05
えだまめ	0.05
マッシュルーム	0.05
しいたけ	0.05
その他のきのこ類 ^(注11)	0.05
その他の野菜 ^(注12)	0.1
なつみかんの果実全体	0.05
レモン	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.05
グレープフルーツ	0.05
ライム	0.05
その他のかんきつ類果実 ^(注13)	0.05
りんご	0.05
日本なし	0.05
西洋なし	0.05
マルメロ	0.05
びわ	0.05
もも	3
ネクタリン	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	0.05
すもも(プルーンを含む。)	0.05
うめ	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	0.05
いちご	1
ラズベリー	0.05
ブラックベリー	0.05
ブルーベリー	0.05
クランベリー	0.05
ハックルベリー	0.05
その他のベリー類果実 ^(注14)	0.05
ぶどう	0.1
かき	0.05
バナナ	0.05
キウイ	0.05
パパイヤ	0.05
アボカド	0.05
パイナップル	0.05

(注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びびなす以外のものをいう。

(注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注11)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

(注12)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、さく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注13)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注14)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

メチオカルブ(つづき)

食品名	基準値 案 ppm
グアバ	0.05
マンゴー	0.05
パッションフルーツ	0.05
なつめやし	0.05
その他の果実 ^(注15)	0.05
ひまわりの種子	0.05
なたね	0.05
その他のナッツ類 ^(注16)	0.05

(注15)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスピイス以外のものをいう。

(注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ごんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

トリフルスルフロンメチル(Triflusulfuron-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系除草剤である。分岐鎖アミノ酸の生合成に関与する植物に特有のアセトラクテート合成酵素 (ALS) の働きを阻害することにより、植物の生育を阻止すると考えられている。										
適用作物/適用雑草	てんさい、チコリ/多年生広葉雑草										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においててんさい(根及び葉)及びチコリに、カナダにおいててんさいに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.024 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.44 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: トリフルスルフロンメチルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.1	幼小児 (1~6 歳)	0.2	妊婦	0.1	高齢者 (65 歳以上)	0.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児 (1~6 歳)	0.2										
妊婦	0.1										
高齢者 (65 歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成 23 年 1 月 14 日に在京大使館への説明を実施 平成 23 年 1 月 27 日~2 月 25 日パブリックコメントを実施 平成 23 年 1 月 31 日~平成 23 年 4 月 1 日 WTO 通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
てんさい	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.02-0.05(n=14)(米国)】
その他のぎく科野菜	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.02(n=4)(米国チコリ(根))】
その他の野菜	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.02-0.033(n=14) (米国てんさい(葉))】
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。